

政審資料

1962年
1月15日発行
1月号

No.43

目次

△焦点△

- 一、明年度経済見通しと経済運営の
基本的態度批判 1

- 二、政策活動方針
昭和三十七年度予算編成に
たいする態度 8

- 四、石炭政策に対する申し入れ書
五、領土問題解決の方針 11 8

△研究△

- 一、中小企業基本法案 13
二、金属鉱産物価格安定臨時措置法案
要綱と金属鉱物資源開発助成法案要綱 21
三、日米貿易経済合同委員会について 24
四、新産業都市建設促進法案に
ついての見解 25

- 五、ク学力テストに対する党の態度
組み替えを求める動議 26 25

△資料△

- 一、旧地主補償問題についての申し入れ書 28
二、港湾問題の申し入れ書 29 29
三、教科書無償配布に対する申し入れ書 29
四、武州鉄道事件についての声明 30 29
五、昭和三十六年度予算補正の
組み替えを求める動議 30

発行所

日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222 番
振替 東京 195668 番

焦 点

一、明年度経済見通しと経済運営の基本的態度批判

——われわれは経済政策の転換を要求する——（一九六一・一二・一二）

一、池田内閣の責任

池田内閣の大企業本位、投資優先の経済政策の結果、国際収支は急速に悪化し、金融引き締め、景気の後退は、株価の暴落、企業の倒産など経済の変動と混乱を招いている。来年度の予算編成と経済政策はこれら内外の悪条件のなかで行なわれようとしているが、政府が自己の誤りに対する反省と正しい現状の認識なくしてこの局面を開拓することは不可能であろう。

池田総理は過去においても、昭和二十八年吉田内閣の閣僚として、また昭和三十二年岸内閣の大蔵大臣として今回と同じ誤りを犯している。三二年度経済白書は「昭和三一年度経済の教訓」として七つの教訓をあげているが、その第四の教訓として

「景気のシグナルにもとつて敏感でなければならなかった。物価騰貴についてもオーバーレーンについてもこれをうける感覚が鈍感していた。つぎつぎに警報が現われたにもかかわらず、警報の意味を特殊事情によって説明し警報無視を重ねて、ついには国際収支の絶壁にのりかけた」とかいている。このことは昨年来の事態にもそのままあてはまるのであり、最高責任者は同じ池田総理その人ではないか。

昨秋來の投資の行き過ぎ、アメリカのドル防衛、経常収支の悪化などの警戒警報があつたにもかかわらず、これを無視し一月の成長金融と称する金利の引き下げ、三六年度積極拡大予算、所得倍増ムードの宣伝を行ない今日の反動を招來した責任は、弁解の余地のないところである。

総理は景気上昇期には「経済のことはオレにまかせろ」と揚言し、事態が悪化すれば、その責めを民間に転嫁するような卑劣な態度をまず改めるべきである。そして組閣以来の経済の見

通しと経済政策運営に関する誤りを率直に認め、国民に謝すべきである。

二、われわれの要求する重点政策

(一) 政府与党は、民間設備投資とくに大企業による投資の再三の行き過ぎを押さえるため、基幹産業の社会化を中途としつつ、設備投資の規制と計画化をはかるべきである。

今回の経済の混乱は民間設備投資の暴走によることは明らかであるが、国は租税特別措置、財政投融資などを通じて投資を刺激しながら、一方これを抑制する手段をもたない。また、日銀貸し出しのパイプにより、市中銀行を通じて巨大な投資資金が大企業に供給され、景気過熱とインフレの原因となっている。日銀貸し出しはすでに一兆二千億を越えているが、一月の四千六百億円に対し実に年間七、五〇〇億円のインフレマネーを造出していることは極めて不当である。

また金融界、産業界のいわゆる自主調整にも限界があり、行き過ぎを抑制する力がないことは、再三の経験によつて明らかである。

政府は、明年度の民間設備投資を三兆六千九〇〇億円とみこみ、本年度より若干圧縮の方針をしめしているが、投資調整の方法として、公定歩合、預金準備率の引き上げ、高率適用強化等の金融引き締め政策に依存することは、有力な大企業の設備投資抑制の効果が薄く、逆に中小企業や設備投資とは関係のない他産業が引き締めのシワ寄せを受ける。

したがつて、無計画な民間設備投資を規制し、過剰投資、不急投資を抑制し、資金の効率化をはかるため、民主的投融資計画機関をおき、直接に投資を規制し得るよう制度化することが急務である。

(二) 池田内閣は、世界の政治経済情勢に即応し、アメリカ依存と従属の外交方針を改め、対

ソ連、中国との経済交流を積極化し、貿易市場構造を是正すべきである。

今日の世界経済の基調は、米ソの対立競争のほか、資本主義間における経済競争、市場競争の激化である。

アメリカは、海外軍隊の駐留費、経済軍事援助等の「冷戦」のための海外支出七〇億ドルをカバーするため、大幅の輸出超過を達成しなければ、国際収支の維持、金価格の安定をはかることができない。今日アメリカ政府が、ドル防衛、輸入制限、輸出促進に必死の努力をはらい、日米会談の甘いムードにもかかわらず、綿製品などの輸入を制限し、逆に自動車その他六品目の自由化を日本に要求し、韓国向け硫安は自國製品で独占するなど、ドライな政策をとっている理由はここにある。

一方、西欧の仏、西独、伊など諸国は、欧州共同体（E E C）のブロック経済の発展によつて、むしろ対米優位の地位をしめようとしている。経済成長の鈍化とポンドの維持に悩む英國もまたE E Cに参加の態度を表明し、米国も西欧ブロックに割り込みの努力をしている。

この間にあって日本は自由世界の一員であるといいながら、先進資本主義国群から孤立する危険が極めて濃厚である。池田内閣はC E C D 参加をアメリカ、西欧に懇願し、E E Cに接近するなど焦慮しているが西欧諸国の対日輸入制限の壁はかたい。

政府は明年度輸出は四七億ドルとなり、本年度に対して一五%の増加となるものと見込んでいるが、これは甘い希望的数字である。政府は、アメリカの景気回復だけを唯一のたよりにしているが、アメリカの景気上昇力の弱いこと、ドル防衛策が強化される一方であることを思えば、一切の甘い期待は許されない情勢である。

政府与党は、これら冷厳な世界経済の動向を正しく認識し、中ソとの貿易拡大にふみ切るべきであり、とくに中国に対しては、政府間貿易協定の締結を断行し、国交回復のいとぐちを開くべきである。ココム制限を撤廃し中国、ソ連北鮮、北ベトナム、東欧貿易を促進すれば、極めて短い期間に、往復二〇億ドル以上の貿易に達することは十分に可能である。

自由化の推進は、大資本の設備投資と機械、原材料の輸入意欲を刺激し、国際収支改善の課題と正面から矛盾する。明年度輸入が四八億ドルにとどまるであろうとの政府の見通しは、自由化推進策を改めない限り必ずや破綻するであろう。しかも外貨の借り入れに依存して、国際収支の赤字を補填しつつ、自由化を進めるならば、経済の外国依存と従属を強め、自立経済の基礎を崩壊せしめる危険すらある。

四 明年度経済政策の運営に当たっては、数年来の経済高度成長政策の結果生じた、所得の不均衡を改善し、国民消費率の増大、社会保障費の充実、産業間の二重構造のは正を中心とすべきである。

国民総支出中の構成比を見れば、生産者耐久施設が昭和三〇年の九・四%から、昭和三五年二三%に倍増した反面、個人消費は六二・一%から五三・六%に低下し、法人（製造業）の付加価値のうち労働者への分配率は、この一〇年間で五二%から四〇%に低落し、経済成長が、国民の犠牲と労働者の搾取を強化していることを明らかにしている。

昭和三五年度工業統計速報によれば、従業員三〇人以上の四四、〇〇〇の企業の昨年度の付加価値総額四〇、六六三億円のうち、労働者の現金給与総額は一三、六六五億円でわずかに三分の一に過ぎない。生産性は前年比一七・五%の増加に対し、労働者一人当たり給与額は九・八%しかふえていないのである。

ここに労働者がさらに大幅賃上げを要求する正当な理由がある。

(三) 政府は国際収支と保有外貨の深刻な事態にかんがみ、既定の貿易自由化計画を改訂し、来年十月まで九〇%の自由化計画を大幅にくりのべるべきである。

しかも景気上昇にもかかわらず、所得の格差、生活の格差は縮まらない。金利、地代、配当所得、株や土地の売買など、寄生的な不労所得が物すごく増大しているのに、年間所得二〇万円以下の世帯がまだ三分の一もある。

政府は、明年度の個人消費支出は九兆五、二〇〇億円となり、本年度に対して八・四%の増加となるものとみているが、二・八%の消費者物価上がりを控除すれば実質的には微々たる増加にすぎない。明年度において過剰生産傾向があらわれることを思えば、個人消費支出を大幅に拡充し、国内市場を大胆に拡大すべきである。

このためには、税制改正において、財産所得、不労所得を補足し、高額所得者の負担を加重し、反面大幅な大衆減税を行なうべきである。

また明年度政策の重点を社会保障におき、中高年令層の生活安定のための、老令福祉年金の引き上げ、医療保障の面では、結核、精神病対策の充実、国民健康保険給付率の引き上げ、生活保護基準、失対賃金の大幅引き上げ、などを実行すべきである。

また産業の二重構造是正のための、農林漁業対策、中小企業振興対策は政策の重点施策としなければならない。そのうち農畜産業については、土地条件の整備、経営の共同化を促進するとともに、農林金融部面の負債整理、長期低利資金の確保、安い肥料、農薬、飼料、農業用機械、など資材の供給について適切な対策をとり、また米のみならず、麦、牛乳、葉たばこなど主要農畜産物については、生産費所得を補償する価格支持と国の管理制度を維持強化すべきである。漁業については、沿岸漁業振興の総合対策をとるとともに、多獲大衆魚の魚価安定を行ない、漁民の生活向上をはかるべきである。このため漁業基本法を制定すべきである。

中小企業に対しては、強力な金融、税制措置を講じ、景気後退期における助成策をとるとともに、中小企業基本法を制定し、中小企業の設備近代化、活動分野の確保、下請け取り引き関係の適正化、商店街の助成その他中小企業の安定と繁栄の基礎を定め、大企業との格差是正をはかるべきである。

石炭産業の危機打開のためには、炭鉱の近代

化と石炭流通機構の整備をはかり、産炭地発電、揚地発電等により石炭需要の確保と拡大の対策をとるべきである。石炭労働者の離職者対策を強化し、雇用安定をはかるとともに、最低賃金制などの施行により労働条件を引き上げるべきである。また根本的には、疲弊した産炭地振興のため総合対策をとるべきである。その他、石炭とともに貿易自由化におびやかされている金属鉱山関係、あるいは駐留軍離職者などについても抜本的な総合対策をとるべきである。

以上のような方策によって国民の消費水準の引き上げをはかるべきであるが、その際、消費者物価の引き上げは断じて放任すべきでない。政府は、明年度において二・八%の消費者物価値上がりを見込んでいるがこれは許されない。生産過剩が予想され、また生産性向上も著るしいのであるから、独占物価は積極的に引き下げの措置をとるべきである。また私鉄、バスなどの公共的性格をもつ料金は、政府は絶対に引き上げを認可すべきでない。

(iv) 急速な民間の産業設備投資に立ちおくれて、道路、港湾、交通、通信、住宅、上下水道、教育、保健衛生など国民生活福祉に関する深い諸施設の拡充に力を注ぐべきである。

また、未開発地域の開発、災害の防除と復旧を重点とすべきである。その際、独占資本本位の公共事業の運用を排除し、特権官僚と大土建業者のなれ合いを規制すべきである。これらの事業の中心部分には平和国土建設隊を使用し、事業の効率的進行をはかるべきである。

大企業の生産力を偏重する高度成長は、人口の都市への過度集中、住宅の不足、交通の混乱、教育施設の不完全、空気と水の汚染、し尿処理などの公衆衛生、地盤沈下などの災害対策等々社会生活のあらゆる面に不安と不健康と不能率をもちこんでいる。

大工場や銀行会社のビルや、ぜいたくなホテル、キャバレーはぞくぞくと建つが、個人住宅は土地と建築費の値上がりで、ひどい立ちおくれである。

宅地投機の規制により地価をひき下げ、木材料の資材を安くして民間個人住宅建設を促進するとともに、とくに、永い間停滞のままにおか

れた公営住宅は大幅に増加し、老朽しつつある農村住宅の近代化政策を強力に進めなければならぬ。

また、義務教育施設の整備、高校の増設、大学の拡充、へき地学校の改善、病院、診療所、および保育所などの福祉施設などを急がなければならない。

(4) 以上の諸政策を強力に推進するためには、産業、貿易、財政、金融など経済全体の計画化が必要である。このため

- (1) 経済企画庁を「経済計画省」とし、企画官庁としての権限と内容を充実すること
- (2) 長期経済計画は単なる宣伝用の作文や、誘

(3) 経済に関する調査統計資料を整備することと、このためには民間企業の設備計画、資金計画、在庫状況などの調査をなし得るようにすること

などの政策を行なわなければならない。

導政策の指標としてではなく、財政、金融、産業、貿易の諸施策を拘束し、またその実行の裏付けをもつものとすること

(3) 計画作成運営に参加する審議機関には、産業界、金融界、学者専門家はもちろん、中小企業、労働者、農民など各界の代表を入れ民主的な構成とすること

二、政策活動方針

一、政策活動の重要性

政策は党綱領の具体化として、またあらゆる活動の血肉として重要な役割をもつてゐる。

この資本主義社会の中で、勤労階層の生活と権利を守る諸闘争において、われわれは、單に社会の欺まんと搾取の機構とを解明し、抽象的な未来社会のイメージを示すだけでは足らない。政治と経済と生活の凡ての分野で、個々の具体的問題について、これを解決するわれわれの方法を明確にし、独占の政策と対決することが必要である。

それとともに、平和的に且つ民主的に革命を行なうとする党は予め来るべき社会党政権が何をするか。その政権の下で、国民の生活がどのようにになるのかという将来の構想ができるだけ明快に示しておく必要がある。

当面の具体的政策と将来の長期的基本政策とこの二つの政策活動は、日常活動や組織拡大、党員の理論武装と大衆の政治指導のため不可欠な重要性をもつてゐる。

われわれは速かにこれららの政策を完成し、党員の学習と活動の糧とし、これを大衆に浸透させ、党に対する信頼と支持を強めなくてはならない。

二、政策活動の現段階

党的政策活動は年と共に充実し、政府自民党的政策と対決し、昨年春の通常国会に提出した法案は六十数件に及び、予算組替闘争と相俟つて、立法闘争も活発化している。

また長期政策については、昭和三十二年の「経済建設五ヶ年計画」を中心として、これを発展させ、第二〇回定期大会には「長期政治経済計画」を決定し、護憲民主中立政権の目標に応ずる長期政策の大綱を明らかにした。

しかし、党的政策活動は、僅かに軌道にのつたというに止まり、多くの部面で立ちおくれ、至るところ不充分な点を残していることは否定できない。

また、各級組織及び党員の政策学習が充分に行なわれず、大衆への政策浸透に大きな弱点をもつてゐる。

党は速やかにこの欠陥を補正し、資料の不足、財政の困難など、あらゆる障害を克服して、党政策の完成をはからねばならない。

とくに基本政策のうち早急に着手しなければならないものは左の通りである。

1 外交防衛 自衛隊解消の具体的方法と順序

、行政監察制度、国会法の検討
警察民主化政策

3 財政金融

財政制度改革、税制基本政策、
金融政策、資金計画の具体化

4 経済計画

5 産業貿易

独占資本の現状分析、経済計画
基幹産業の社会化、産業別政策、
貿易自由化対策、貿易基本政策

6 社会保障

社会保障の体系化と基本計画
社会保障基本政策、合理化対策、公
務員制度改革

7 労 働

労働基本政策、合理化対策、公
務員制度改革

8 農 林 業

農業基本法の関連政策の作成、
長期農業発展計画、林業基本政
策

9 水 産

漁業基本法及び関連政策
中小企業基本法及び関連政策

10 文 化 教 育

教育文化基本政策の完成、青少
年対策、文化財、保全、観光政
策、生活文化向上政策

11 科 学 技 術

科学技術基本政策、発明振興政
策

12 交 通 通 信

陸運、海運、航空振興計画、道
路、港湾、都市交通改善の諸政策

13 郵 政

郵便運配等の改善策、放送事業
対策

14 国 土 開 發

国土調査及び総合開発計画
地域経済政策

15 地 方 制 度

地方行財政制度改革案、補助金
制度の検討

16 住 宅

宅地、住宅综合政策
災害基本政策、海岸保全、地盤
沈下対策

17 政 策

池田内閣は早くも独占を中心とする経済高度
成長政策の破たんを暴露し、その反国民的性格
を明らかにしてきた。この経済危機立て直しの
ための、輸出振興政策も、アメリカのドル防衛、
対日輸入制限と自由化の圧迫に阻まれ、他方日
中国交回復の途をふさがれて、新安保体制の矛
盾が露呈されている。この状勢の下で、本年度
こそ党の「長期政治経済計画」に従って、堂々
とわが党の正しい政策と方針を提示し、反独占

三、一九六二年度の政策活動

(1)

自主中立の貿易政策
特に日中貿易については、政府間協定の
実現につとめ、急速な増大をはかる。

(1) 日中、日ソ貿易の促進
特に日中貿易については、政府間協定の
実現につとめ、急速な増大をはかる。

(2) 貿易自由化対策国内産業に重大な影響を
与える自由化を取りやめ又は延期する。止
むを得ないものについては特定物資の輸入

の政府管理、関税措置により調整を行なう
ものとする。

消費物資のうち奢侈的なもの又は外貨に
影響の大きいものについては自由化をしな
い。

(3) 中小企業製品の輸出促進
自主的な輸出協同組合の結成、貿易斡旋
機関の設置、技術指導など輸出助成策をと
る。

(4) 海外援助協力
輸出行詰り打開のゴマ化し対策として、
輸銀資金などをらん用し、無用有害な海外
投資援助を行なうことを防止する。

(2)

政治制度の民主化と地方自治の拡充
政治資金規制法の改正、連座制強化などに
よる選挙の公明化をはかる。行政監査機構の
改善、国民の意見・苦情処理を制度化して行
政事務を改革する。

また、都の区長公選、特別市制の推進と中
小都市育成のため府県の事務を委譲し、第一
線の地方自治を強化する。
政暴法、公安条例をふん碎し国民の政治活
動の自由を守る。

の国民諸階層とともに、憲法を完全実施する民
主中立政権の樹立に向って大きく前進すべきと
きである。

従つて党は、地域、職場の闘いにおいて独占
の反撃に対処するとともに、予算に對する方
針、経済政策において、政府自民党と鋭く対決
しなければならない。これは同時に、大企業中
心の高度成長政策を転換せしめ、中小企業、勞
働者、農民に対するシワ寄せを防止し、二重構
造を是正し、貿易構造をかえ、産業の計画化に
よつて、国民生活向上に結びついた経済発展を
実現する途である。

(1) 政策の基本方針
自主中立の貿易政策

(1) 日中、日ソ貿易の促進
特に日中貿易については、政府間協定の
実現につとめ、急速な増大をはかる。

の國民諸階層とともに、憲法を完全実施する民
主中立政権の樹立に向つて大きく前進すべきと
きである。

(4)

軍縮と中立の方針を明確にし、防衛費を削
減する。

減し、自衛隊を平和国土建設隊に再編移行するための具体的措置を明らかにする。

このため「平和国土建設隊設置法案」を提案し、防衛費を縮少して、国土縦貫道路、奥地の農業開発、海岸防潮施設の建設費にきりかえる。

(二) 独占の規制と基幹産業の計画化

(1) 電力、石炭などのエネルギー産業をはじめ、重要産業の投資の規制、価格、流通などに必要な措置を行ない投資の効率化と経済の計画化をすすめる。

(2) 国の助成を受ける企業の規制

租税特別措置などにより国、地方税の减免を受ける企業及び、財政投融資による政府資金を供与される企業については、所要の規制を加える。

(3) 石炭、金属鉱業その他貿易自由化により強い影響を受けるものについては、輸入品の政府管理、国内資源開発、関税措置など保護助成を行なうものとする。そのため「石炭鉱業安定法案」「金属鉱産物価格安定法案」「金属鉱物資源開発助成法案」などを提案する。「石油業法案」についても検討する。

(4) 産業の地方分散
過度集中の工業地帯の救済、経済力の地域格差を是正するため「産業再配置法案」を提出する。

(5) 「経済計画法の作成」
経済の計画的発展のための基本原則を定める経済基本法とする。

① 経済発展の年次計画の作成と国会提出
② 計画官庁の強化と審議機関の民主化
③ 国内資源の保護と有効利用
④ 産業活動と公共福祉の関係
⑤ 主要な投資の規制による資金の効率化
⑥ 生産、流通、雇用など調査統計の整備
⑦ 私的独占の制限と取引の公正化
⑧ 経済運営と企業経営に対する労働者の参加
⑨ 金融、物価政策についての諸原則
⑩ 税制、財政投融資の原則
⑪ 産業の地域的配置
⑫ 貿易と海外経済協力に関する原則

(三) 国、地方公共団体の事務

二重構造の是正―中小企業と農林漁業対策 中小企業、農林漁業を発展させるためそれぞれ左のような基本政策を提出し、所要の予算措置を行なわせるものとする。

(1) 農林漁業

社会党の農業基本法案を再提出し、これに関連する、「農業生産組合法案」「農業近代化促進法案」「農産物価格安定法案」などを提案する。

(2) 中小企業

漁業については「漁業基本法案」「沿岸漁業振興法案」「水産物価格安定法案」「水産業改良助長法案」を提出する。

(3) 地域開発と都市農村の再建設

産業の計画的分散配置、国内資源開発と国士改造の公共投資、国と地方自治体の制度改革を三本の柱とし、地域住民の利益を守る工業の地方分散と地域格差の改善を行なう。

過大都市の分散、新都市の育成、中小都市と農村を一体とする再配置構想をつくり「新都市農村再開発法案」を準備する。

(4) 公共投資

治山、治水、交通運輸、保健衛生都市施設など公共投資を拡充し、特に民間設備投資と公共施設投資のアンバランスを是正すると共に、請負工事施行方法に検討を加え、不要経費を節約し投資効率を高めるよう措置する。

(5) 住宅政策の推進

立ちおくれた住宅政策については、宅地の規制を含め総合的に推進する。
(1) 宅地法制定により、地価の抑制、宅地の高度利用と開発をはかる。

(2) 低家賃公営住宅を大幅に増加する。
(3) 農山漁村老朽不良住宅改造の助成
(4) 建築資材の値下げ、建設単価の引下げをはかる。

(6) 建設

労働者の自主的管理による労働者住宅の建設。

- (i) 大衆課税の軽減と所得不均衡是正
 (1) 租税特別措置の整理と中小企業、勤労者の減税
 (2) 大衆酒の酒税、たばこ価格、入場税、物品税など消費税の軽減
 (3) 証券取引税の増徴、及び富裕税の設置
 (4) 地方税のうち、電気ガス税、国民健康保険税の軽減
 (5) 寄附、負担金など、税外負担の軽減
 (6) 雇用安定と労働賃金の向上
 (1) 業種間協定中心の最賃法を改め全国一律の最低賃金制に改める。
 (2) 中高年令層、身体障害者、港湾労働者の雇用対策を強化する。
 (3) 中小企業労働者、失対労働者、などの職業訓練施設を拡充する。
 (4) 雇用と労働条件改善のための「労働基本法」を検討作成する。
 (v) 社会保障の拡充
 党の社会保障政策の基本目標である老令、疾病、災害及び母と子保護の完全実施に到達するため
 (1) 国民年金は無拠出福祉年金を年次的に充実することに重点をおき、昭和三十七年度は老令年金六〇才一〇〇〇円、六五才二〇〇〇円、七〇才三〇〇〇円を獲得する。
 (2) 医療は国民健康保険の充実を中心として、国庫負担による七割給付実現を期する。
 (3) 母と児の保護を強化するため、施設の拡充及び児童手当の実現に努める。
 (4) 災害による被災者援護に対する国の責任を明らかにし、「被災者援護法」などの制度化につとめる。
 (5) 民間社会福祉施設の整備改善のため国のが助成措置を強化する。
 (f) 文教政策—義務教育の無償へ
 (1) 公私立文教施設の整備、教科書無償配付、給食費の助成
 (2) 高等学校の増設整備
 (3) 老朽大学施設の計画的整備
 (4) 「発明開発促進法案」を提案し、大衆の科学技術振興と発明開発の促進
 (v) 科学技術研究の拡充と技術の国産化を進めるため「科学技術基本法案」を準備する。

- (ii) 大衆課税の軽減
 (1) 租税特別措置の整理と中小企業、勤労者の減税
 (2) 大衆酒の酒税、たばこ価格、入場税、物品税など消費税の軽減
 (3) 証券取引税の増徴、及び富裕税の設置
 (4) 地方税のうち、電気ガス税、国民健康保険税の軽減
 (5) 寄附、負担金など、税外負担の軽減
 (6) 雇用安定と労働賃金の向上
 (1) 業種間協定中心の最賃法を改め全国一律の最低賃金制に改める。
 (2) 中高年令層、身体障害者、港湾労働者の雇用対策を強化する。
 (3) 中小企業労働者、失対労働者、などの職業訓練施設を拡充する。
 (4) 雇用と労働条件改善のための「労働基本法」を検討作成する。
 (v) 社会保障の拡充
 党の社会保障政策の基本目標である老令、疾病、災害及び母と子保護の完全実施に到達するため
 (1) 国民年金は無拠出福祉年金を年次的に充実することに重点をおき、昭和三十七年度は老令年金六〇才一〇〇〇円、六五才二〇〇〇円、七〇才三〇〇〇円を獲得する。
 (2) 医療は国民健康保険の充実を中心として、国庫負担による七割給付実現を期する。
 (3) 母と児の保護を強化するため、施設の拡充及び児童手当の実現に努める。
 (4) 災害による被災者援護に対する国の責任を明らかにし、「被災者援護法」などの制度化につとめる。
 (5) 民間社会福祉施設の整備改善のため国のが助成措置を強化する。
 (f) 文教政策—義務教育の無償へ
 (1) 公私立文教施設の整備、教科書無償配付、給食費の助成
 (2) 高等学校の増設整備
 (3) 老朽大学施設の計画的整備
 (4) 「発明開発促進法案」を提案し、大衆の科学技術振興と発明開発の促進
 (v) 科学技術研究の拡充と技術の国産化を進めるため「科学技術基本法案」を準備する。
- (iii) 昭和三十七年度予算の重点方針
 (1) 大衆課税の軽減
 (2) 税率累進度強化により大法人、高額所得者には正当な課税を行ない。一方直接税、間接税の両面にわたり大幅な大衆減税を行なって所得不均衡を是正する。
 (3) 労働者階層の予算要求闘争に応じ、党の予算編成に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (4) 大衆課税の軽減
 (5) 租税特別措置の改廃、税率累進度強化により大法人、高額所得者には正当な課税を行ない。一方直接税、間接税の両面にわたり大幅な大衆減税を行なって所得不均衡を是正する。
 (6) 大衆課税の軽減
 (7) 税率累進度強化により大法人、高額所得者には正当な課税を行ない。一方直接税、間接税の両面にわたり大幅な大衆減税を行なって所得不均衡を是正する。
- (iv) 発明の援助、開発と発明思想の振興について
 (1) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (2) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (3) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (4) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (5) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (6) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。
 (7) 勤労者に対する方針は左記の諸点を中心として決定する。

科学技術基礎研究の拡充と技術者の養成

発明開発の助成

() 石炭金属鉱山関係

(1) 石炭

炭鉱近代化と流通機構整備、需要確保対策、雇用安定と離職者対策の充実、最低賃金制実施、産炭地振興総合対策

(2) 金属鉱山

国内資源開発の助成、製品の価格支持対策

公共事業の改善

道路、港湾対策を拡充するとともに、国民生活に密着した環境衛生、未開発地域の開発、災害の防除と復旧を優先する。

(3) 防衛費削減

防衛庁経費を大幅に削減、在日米軍の撤退を求め防衛支出金を廃止する。

(4) 公務員給与ベース、生産者米価について

は、労働者及び農民の代表との協議に基き、勤労者の生活保障、農民の生産費並びに所得補償を目途として予算に盛込むものとする。

(5) 財政投融資

独占資本の投資に運用することを改め、中小企業、農林漁業、地方公営企業などに資金運用の中心をおく。

五、政策研究集会、その他

本部は全国政策研究集会及びブロック別研究集会を行ない、都道府県内の研究集会にも協力するものとする。

また、昨年発足した「平和経済計画会議」とも連絡を密接にし、政策の完成と宣伝活動を一層活発にする。

四、地方組織の政策活動と學習

都道府県連、各支部においても、政策審議研

三 昭和三十七年度予算編成にたいする態度

一、当面の日本経済情勢

池田内閣の高度成長政策の旗じるしのもとに促進された無政府的な民間設備投資競争は、ふたたび恒例のように、物価の急角度の上昇と国際収支の危機をまねいた。この事態に対し、池

田内閣はその責任を民間に転嫁しながら、デフレ緊縮政策へ転換した。労働者、農民、中小企業者へのデフレ政策のシワがよせられることは必至である。

もし池田内閣が、現在の対米依存を主とする貿易構造のもとで、明年度中に国際収支の均衡

究機関を強化し、大会、党員集会、議員団会議などを通じて、政策を中心とする研究調査及び討論と学習を活発に行なわなければならない。

この活動は、地域的具体的問題を把え、組織的に行ない、日常活動、組織活動と密着し、且つ教育宣伝に留意すべきである。とくに

(1) 都道府県及び市町村における「自治体綱領」又は「自治体政策」を作成すること。

(2) 地方議員の世話役活動も、個人的に無計画に行なわず、具体的問題に対する方針、態度などを可及的に機関にかけて決定し、これを正式に発表して、党の方針と活動の実態を周知させるよう心掛けること。

地域内にある諸種の問題を積極的に取上げてこれに対する態度を明らかにすること。

(3) なるべく日常活動に關係の深い経済問題、生活、文化の問題を把え、これを掘り下げて行くこと。

(4) 政策活動は党内だけでなく、地区労組、中小企業、農民団体、社会福祉事業団体、青年婦人団体などと連絡をとりつつ進めること。

(5) 重要事項については、活発に党本部政審に意見をのべ、情報を交換すること。などに注意しなければならない。

を回復しようとすれば、明年度の経済成長をほとんど横ばい状態に圧縮しなければならないであろう。これは過去の昭和二十九年、三十三年の前例をはるかに上廻るきびしいデフレを意味する。またもし池田内閣が、参議院選挙への配慮から明年度の経済成長率をある程度高率に維持しようとすれば、国際収支の均衡回復は明年度中には実現不可能となり、物価のひき下げもまた不可能となるであろう。しかも現時点における日本経済は、過去の岩戸景気の過程における約十兆円の民間設備投資が生産力化しつつあり、過剰生産要因が成熟している。故に、明年度の日本経済は、自民党政府のデフレ政策のコントロールの範囲をこえて長期の不況局面に突入する危険性が大きい。

二、政策転換の方向

このような日本経済の危機は、所得倍増計画をかかげて以来の池田内閣の政策の失敗によるものであると同時に、また戦後自民党政府の一貫してとつてきた大資本優先、対米従属の政策の結果でもある。故にこの危機を開拓する道は、従来の自民党政策を根本的に転換し、次のような方策をとる以外にない。これはわが党の長期計画においてかねて指摘してきたように、すでに日本資本主義の矛盾は社会主義をめざす方向によらなければ解決できない段階にきていることを示している。

第一に、アメリカの要求に屈した貿易自由化計画をくりのべ、またアメリカのバイ・アメリカン政策、シップ・アメリカン政策、わが国の綿製品等の輸入制限政策の撤廃を強く要求すべきである。同時に中ソ北鮮等との貿易の制限を撤廃し政府間貿易協定をむすぶべきである。これにより、わが国の貿易が北米、共産圏、東南アジアの三大市場とほぼ等分に結びつくようになれば、貿易構造を改め、国際収支の均衡を安定的に確立すべきである。

第二に、財政および民間を通ずる産業設備資金を規制し、大資本の無政府的な投資競争を抑制し、国民経済のムダである二重投資、過剰投資を防止すべきである。またもともと非生産的な資金である防衛費も大はばに削減すべきである。

第三に、労働者の大はば賃上げ、農民の農産物価格支持、社会保障の拡充等により労働者の所得水準をすみやかにひき上げるとともに、未開発地域の開発、貿易自由化に対する対抗力を強めるための農業、中小企業、石炭、金属鉱業等の近代化投資を拡大し、それによって国内市場の大はば拡充をはかるべきである。

三、三十七年度予算の編成方法

1 明年度歳入見通し

さきにのべた明年度日本経済の見通しからみて、明年度の租税自然増収を大はばに見ることは不可能である。一般に明年度は三十六年度当初予算にくらべて四千億ないし五千億円程度の自然増収があるだろうとの見通しが伝えられている。かりにこれが事実としても、本年度の租税收入は当初予算にくらべて約三千億ないし四千億円の増収となるであろうから、これにくらべば三十七年度における租税ののびは意外にのびないことになる。しかもこれすらも、自民党の政策のもとににおいては国際収支の均衡を確保しながら実現することは困難である。わが党の主張による各種の政策転換を行なうことによつてはじめて前述の程度の自然増収を見込むことができるであろう。

2 大衆課税の軽減

税制の問題としては、四千億ないし五千億円の自然増収を見こみうるこの際、直接税、間接税の両面においては大はばな大衆減税を行なうべきである。だが同時に、租税特別措置の改廃や税率累進度強化等によつて、大法人や高額所得者からは正当な課税を徴収し、次項にのべるような政策のための財源として歳入を十分に確保すべきである。

3 明年度歳出の重点

イ 明年度の不況は長期なものとなるであろうとの前提からみて、また国民の生命と生活の保障を第一義とする憲法の趣旨からみて、明年度歳出の最重点は広義の社会保障関係費にそそぐべきである。そして、社会保険の水準が五年のうちに次のような水準にたつすることを目指として、それまでの間はこの基本的な財政方針が継続されざる

をえないであろう。

このような社会保障の飛躍的拡充のためには、当然巨額の資金を必要とする。故に前項のような税制改正を行なうとともにまた租税自然増収は原則としてこれを歳入として確保し、これらを社会保障費の支出を通して実質的に労働大衆へ還元すべきである。国民所得に対する予算規模の比率の單なる大小ではなく、その実質的内容が真に労働大衆の利益にそっているか否かをこそ問題とすべきである。

無拠出福祉年金

老令年金	六十歳以上	月額	四千円
母子年金		月額	四千円
障害者年金	一級	月額	六千円

二級
三級

月額
五千円

生活保護

保護基準	五人世帯	月額	二万円
失対賃金		月額	四千円

二十五日就労で、

月額
八百円

医療保障

政府管掌健保、日雇健保および国民健保	世帯主及び扶養家族十割給付	月額	二万円
結核、精神病は全額国庫負担		月額	四千円

住宅保障と生活環境整備

公営住宅	二百万戸建設と補助単価ひき上げ	月額	二万円
尿尿、塵芥処理と上下水道の整備		月額	四千円

義務教育無償化

全義務教育生徒児童への教科書無償配布	月額	二万円
バターの無償学校給食		月額

産業間格差、階層間格差を是正し、また貿易自由化に対する国内産業対策を強化するため、次の施策をとくに重点とすべきである。	月額	二万円
		月額

農林水産関係	月額	二万円
食管制度の堅持と主要農畜産物の価格支持制度の確立		月額

農業経営近代化のための農地造成、土地改良等の生産基盤の整備	月額	二万円
農業経営の機械化、共同化推進のための		月額

長期低利資金の保障

沿岸漁業振興と多獲大衆魚の価格安定対策

中小企業関係

中小企業の設備近代化への助成
事業協同組合、労働協同組合、商店街協同組合、下請協同組合、環境衛生協同組合、企業協同組合等の組織化への助成
中小企業における労働福祉の振興のための労働福祉センターの設置

文教科学技術関係

文教施設費、教材費等の父兄負担の解消
高等学校の新增設
僻地教育、特殊教育の拡充
科学技術基礎研究、応用研究の拡充と科学技術者の大量養成

石炭関係

炭鉱近代化と流通機構の整備
石炭需要の確保と拡大の対策
雇用安定と離職者対策の拡充
最低賃金制施行のための対策
産炭地振興のための総合対策

金属鉱山関係

資源開発（石油・天然ガス等も含む）の助成

製品の価格支持対策

ハ 公共事業は、産業基盤強化のための道路、港湾対策を拡充するとともに、国民生活に密着した環境衛生の整備、未開発地域の開発、災害の防除と復旧等を優先すべきである。公共事業費の使用については独占資本本位の使用を排除し、特權官僚と大土建業者とのなれ合いを規制すべきである。
また公共事業の中心部分には平和国土建設隊を出動させることにより、公共事業費の予算効率を高めるべきである。

二 わが国憲法の精神を守り、また世界各国の完全軍縮へのいと口を開く趣旨にもとづき、自衛隊は年次計画をもって平和国土建設隊へ切りかえ、防衛庁費は大はばに削減すべきである。日米安保条約廃棄と駐日米軍の撤退をもとめ、防衛支出金は廃止すべきである。

ホ 地方財政の自主財源拡充のため、地方交

付税率をひき上げるべきである。

ハ 公務員給与ベース、生産者米価について
は、労働者および農民の代表との協議にも
とづき、労働者の生活保障、農民の生産費
並びに所得補償を目途として予算案にもり
込むべきである。

4 財政投融資

イ 財政投融資の原資は、労働大衆の零細資
金の積立によるものであるが故に、これ
を独占資本の投資資金本位に運用すること
を改め、中小企業、農林漁業、国民生活に
密着した地方公営企業等への資金運用を基
本とすべきである。

ロ 独占的大企業への財政資金供給を行なう
場合はその企業の設備の投資計画、製品価

格形成等につき国の規制を加えうることを
条件とすべきである。

ハ 中小企業、農林漁業、地方公営企業等へ
の財政資金運用の条件はさらに長期低利と
すべきである。

5 そ の 他

イ 予算の編成に当つては、人件費物件費等
の予算積算の基礎となる単価を明確にし、
その他必要な資料を十分に附して、国民に
わかり易い予算とすべきである。

ロ 予算編成過程で政府と与党と圧力団体の
あいだで予算を私議することをやめ、政府
の責任で予算案を国会へ提出してから、国
会において公正に予算を審議すべきであ
る。

四、石炭政策に対する申し入れ書（一九六一・一二・一五）

石炭政策および石炭関係予算に対する基本的
な方向は、第三十九回臨時国会における「石炭

産業危機打開に関する決議」に明らかなるところ
である。政府は、この決議の主旨にのつとり、
とくにつぎの諸点について立法、予算措置等具
体的な施策を講ずべきである。

一、総合エネルギー政策を確立し、エネルギー
基本法を制定する。

この際、とくに国産エネルギー源を安定供
給源として重視する方針を堅持するととも
に、エネルギー全体に占める石炭の地位を明
確にするよう配慮し、今国会において、エネ
ルギー基本法案を提出すべきである。

二、生産構造の近代化を促進する。

生産規模を適正化し、生産体制を近代化す
るため、錯綜鉱区の整理統合、未開発炭田、
休眠鉱区の大規模、総合的開発、中小炭鉱の
近代化、協同化の促進、租鉱権設定の規制、
立坑の開発、採炭、運搬系統の機械化等を積
極的に推進する。

三、流通機構を整備する。

複雑な流通機構を徹底的に整備し、荷役輸
送設備を近代化するとともに、膨大な銘柄を
統一して価格の安定を図る。とくに、石炭專
用船の建造と、運賃の値上り分にたいする補
給制度を確立する。

四、石炭需要を拡大する。
石炭需要の安定的確保を図るため、産炭地
および揚揚地の火力発電を大規模に建設する。

五、炭鉱労働者の雇用と生活の安定を図る。
(1) 炭鉱労働者の雇用の確保に努めるととも
に、労働者の雇用安定については最大限の
努力を払い、転換職場と生活保障のない合
理化とならないよう具体的に指導する。

(2) 最低賃金を速やかに決定し、実施する。
(3) 炭鉱災害を防止するため、鉱山保安の監
督を強化し、保安確立の万全を期する。

六、炭鉱離職者対策を確立する。
(1) 離職者の雇用を促進するため、住宅、
移住資金の確保、職業紹介、職業訓練の拡
充強化の諸施策を行ない、再就職にあたつ
ては、中・高年令層の雇用促進と収入を保
障するため、雇用補償制度を創設する。

(2) 離職者の生活安定のため、職業訓練手当
の増額、訓練中の別居手当の支給、技能修
得費と失業保険との併給、訓練終了者に對
する就職待機のための保証等の措置を講ず

(3) 厚生年金の給付、労災補償の改善について速やかに検討する。

七、産炭地域を積極的に振興する。

産炭地域を振興するため、すみやかに振興計画を策定し、必要な土地および水資源の確保、産業道路の開発等、産業立地条件の整備、雇用の増大に資する諸事業の経営およびこれに対する投資、その他の助成等の施策を実施する産炭地振興事業団を設立する。

八、地方自治体への財政措置を強化する。

(1) 石炭産業の危機とともに、地方税の減収を補填する措置を講ずる。

(2) 失業対策費、および生活保護費、等の社会保障費の地方負担分については高率補助を行なうとともに、地方交付税における

基準財政需要額の測定単位を変更する。また、児童に対する給食および保育については特別に配慮する。

(3) 失対事業および鉱害復旧事業における地方負担分に充当した起債の返還については災害における財政措置と同様にする。

(4) さらに産炭地交付金の新設について検討する。

五 領土問題解決の方針（一九六一・一〇・八）

平和条約発効後、すでに一〇年になるが、今日なお、南北領土の返還は実現されず、また、ソ連及び中国との間に、平和条約が締結されない。このために、わが国を取り巻く国際環境は、依然として緊張を続けており、わが国の国際的地位は、なお安定していない。

このような情勢をもたらした根源は、日米安保体制にある。この体制が存続する限り、千島列島も、沖縄小笠原諸島も、わが国に返還される見通しはない。従って、わが国の領土問題を根本的に解決するには、安保体制を解消する外はない。安保体制を基礎にして、わが国の軍事力を増強すれば、ソ連が譲歩するなどと考えるのは、全く夢物語に過ぎず、そのような方針は、結局、南北領土の返還を無限に遅らせるに過ぎない。ところが、自民党政権は、日米安保体制の下でなお、クナシリ・エトロフの返還が可能であるかの如き幻想を、国民の間にふりまくという無責任な方針にしがみついている。その結果、ハボマイ・シコタンの返還はおろか、

日ソ両国間の全面的な経済交流の発展、北洋漁業の安定と近海の安定操業などの懸案には、大きな暗影が投げられており、関係者の受けの影響は、深刻なものがある。

社会党はこのような情勢を考慮し、領土問題の解決という国民の念願を実現するために、次のような方法を取る。

第一 日ソ平和条約の締結と千島の返還

一、エトロフ・クナシリ以南の諸島は、一八五五年の日露条約によって、日本領土たることは確認されており、また、ウルップ島以北の千島は、一八七五年の樺太・千島交換条約によつて取得したもので、共に、侵略による併合とは、全く無縁の、わが国本来の領土であり、当然、日本に帰属すべきものである。われわれは、ヤルタ協定に拘束されない。

一、にもかかわらず、保守党政権は、サンフランシスコ平和条約において、千島を放棄した。これは、保守党政権の重大な失策である。その後一〇年も経た今日になつて自民党政権は、千島には、クナシリ・エトロフは入らない。などと称しているが、平和条約締結当時、政府は、「千島には、南北両千島が含まれる」と正式に言明している。また、政府は、千島は、ソ連に向つて放棄したのではない、と強弁しているが、これは、国際的に通用する議論ではない。一、安保体制を強化しつつある、自民党政権の下では、千島の返還を実現することは、絶対に不可能である。

一、このような情勢の下では、日ソ関係を安定させ、極東における国際緊張の緩和に貢献する唯一の現実的な方策は、第一段の措置としてハボマイ・シコタン返還を条件に、日ソ平

研 究

一、中小企業基本法案

(一九六一・一二・一一)

第一章 総則

第一 中小企業政策の基本原則

- 1 中小企業者に影響を及ぼす国の施策は、中小企業が国民経済に占める重要な地位にかんがみ、国民経済の二重構造を解消するよう樹立し、実施されなければならない。
- 2 中小企業者に対する国の施策は、中小企業者が国民経済の発展のため十分な貢献をすることができるようするため、中小企業者の事業活動が活発に行なわれることを助長し、及び中小企業者の存立を保護することをその主たる内容とするものであって中小企業者を統制し、又はその事業活動を制限することを目途とするものであってはならない。
- 3 中小企業者、労働者及び農民が国民経済を支えており、かつ、その発展のため欠くべからざるものであることにかんがみ、中小企業者に対する国の施策は、これらの者を対立させることであつてはならず、かつ、これらの人者をともに発展向上させるように指向するものでなければならぬ。

第二 中小企業者の設置

- 1 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 常時使用する従業員の数がおおむね三百人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が三千万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業そ

和条約の締結に努力することであり、さらに、安保体制を解消する努力を続ける中で、本来の領土である千島の返還についてソ連と交渉を続行し、平和的な話し合いを通じて、これが実現を図る。

第二 沖縄小笠原諸島の祖国復帰

一、沖縄・小笠原諸島は、これを国連の信託統治に切換えれば、それは、当然、ソ連の参加を招くことになるので、過去一〇年、アメリカは、信託統治の提案を行なわなかつたし、

今後も、行なう可能性は全くない。また、わが国が、国連に加盟した今日、同じ加盟国であるアメリカが、わが国の領土である沖縄・小笠原諸島を信託統治の下に置くことは、国連憲章に反する。

一、わが国は、アメリカに対し、沖縄・小笠原諸島の祖国復帰を要求する完全な権利を持つている。この権利を直ちに行使し、両諸島の祖国復帰を実現して、同島の住民と国民一般との悲願に答えることは、日本政府の急務である。

- 4 国は、中小企業者の存立の維持及びその事業の発展を図るため、中小企業者の協同化を推進するとともに、それぞれその事業を営む

の他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数がおおむね三十人以下のものであって、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 この法律又はこの法律に基づく法律の規定に従つて設立された団体であって、前各号に掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

2 この法律において「零細企業者」とは、次の各号の一に掲げる者をいう。

一 前項第一号及び第二号に掲げる者であつて、次に掲げるもの

イ 常時使用する従業員の数がおおむね十人以下の者であり、かつ、会社にあっては、資本の額又は出資の総額が五十万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 常時使用する従業員の数がおおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 この法律又はこの法律に基づく法律の規定に従つて設立された団体であつて、前号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの。

3 この法律に基づく法令又はこの法律の規定に従い中小企業の事業者について規定する法令において、特定の業種については、中小企業者の範囲につき別段の定めをすることができる。この場合において、その事業者の範囲はその規模がこの法律の趣旨に照らして実質的に第一項第一号又は第二号に掲げる者に相当する者に限るものとする。

第二章 中小企業者の組織

第一節 通則

第一 中小企業者の組織の基本的性格

1 中小企業者の組織は、中小企業者が経済活動の機会を確保し、及びその安定と発展を期するため、相互扶助の精神に基づき民主的

な運営の下に自主的に團結するもので次のような要件を備えるものでなければならぬ。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。

二 構成員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 組織の剰余金の配当は、主として組織の事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 中小企業者の組織の運営に際しては、前項の趣旨に沿うため、次の各号に掲げる事項の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なわないこと。

二 特定の政党のために利用しないこと。

3 中小企業者の組織は、中小企業者が協同することによってその共通の利益を増進するものであつて、中小企業者が積極的に加入し、協同活動を行なうことによってその事業の発展を促進することとなるようなものでなければならない。

第二節 協同組合

中小企業者の組織する団体（以下「協同組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 勤労協同組合
- 三 下請協同組合
- 四 商店街協同組合
- 五 環境衛生協同組合
- 六 共済協同組合
- 七 信用協同組合
- 八 企業協同組合
- 九 協同組合連合会

第三 組織

- 1 事業協同組合は、組合の地区内において事業を行なう第一章第三（中小企業者）第一項に規定する者で組織するものとする。
- 2 勤労協同組合は、組合の地区内において事業を行なう第一章第三（中小企業者）第二項

に規定する者で組織するものとする。

3 下請協同組合は、下請事業者で組織するものとする。

4 商店街協同組合は、組合の地区内において小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めるこれらの事業以外の事業を営む者で組織するものとする。

5 環境衛生協同組合は、環境衛生関係の営業を営む第一章第三（中小企業者）第一項に規定する中小企業者で組織するものとする。

6 共済協同組合は、組合の地区内において事業を行なう第一章第三（中小企業者）第一項に掲げる中小企業者で組織するものとする。

7 信用協同組合は、組合の地区内において事業を行なう第一章第三（中小企業者）第一項に掲げる中小企業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者で組織するものとする。

8 企業協同組合は、個人で組織するものとする。

9 協同組合連合会は、前八項に掲げる協同組合で組織するものとする。

第四 事業

1 事業協同組合、勤労協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、次の各号に掲げる事業を行なうものとする。

一 組合員が協同して行なう経済事業
二 組合員の事業活動を自主的に調整する事業

三 組合員のためにする团体協約の締結

2 共済協同組合は、組合員のために、火災、風震等の天災及び盜難、交通事故、爆発等の事故のためにその財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業を行なうものとする。

3 信用協同組合は、組合員のために、金融事業を行なうものとする。

4 企業協同組合は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なうものとする。

5 協同組合連合会は、別に法律で定めるところにより、次の各号に掲げる事業の一部を行なうものとする。

なうものとする。

一 協同経済事業

二 会員たる協同組合が行なう調整事業の全

部又は一部についての総合調整事業

三 その構成員のためにする団体協約の締結

四 会員が行なう共済事業の再共済に関する事業

五 会員のためにする金融事業

第五 設立

1 協同組合の設立には、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可は、設立の手続その他の事項が法令に違反せず、又は法律で定める設立の客観的要件に適合する限りは、これをしなければならないものとする。

第三節 中央会

第一 中央会の種類

中小企業団体中央会（以下「中央会」とい

う。）は、次に掲げるものとする。

一 都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）

二 全国中小企業団体中央会（以下「全国中

第三 事業

1 都道府県中央会は、都道府県中央会の地区内に事務所を有する協同組合その他の者で定款で定めるもので組織する。

2 全国中央会は、都道府県中央会、全都道府県の区域を地区とする。協同組合その他の者で定款で定めるもので組織する。

第四 設立

1 組織等に関する立法措置この章に規定す

中央会の設立には、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

第四節 雜則

第一 組織等に関する立法措置この章に規定す

で定める。

第三章 中小企業振興のため の産業政策

第一節 産業分野の確保 置

1 中小企業者の存立の維持を図ることによつて経済秩序の確立に資するため、中小企業者の産業分野として適切であると認められる業種については、これを中小企業者の産業分野として確保する。

2 政府は、製造業、建設業及びサービス業に属する業種のうち、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね五分の四以上が中小企業者であり、かつ、当該業種に係る過去一年間の生産実績のおおむね三分の二以上が中小企業者によって占められているものであつて、中小企業形態による経営が経済的又は社会的に適切であると認められるものを指定する。

3 国は、中小企業者の産業分野として指定された業種に属する事業については、大規模の事業者がその事業を新規に開業し、又は事業設備を新設し、若しくは増設することに対して必要な制限をするものとする。

第二節 中小企業に対する 官公需の確保

第二 官公需の確保

1 国は、地方公共団体及び公共企業体は、物資又は役務を調達する場合においては、中小企業者の事業活動の機会を確保するため、別に法律で定めるところにより、その発注総量の一定割合以上を中小企業者から調達するよう努めなければならない。

2 政府は、毎会計年度、国、地方公共団体及び公共企業体がそれぞれ中小企業者となすべき官公需契約の発注量が官公需契約の発注総量に対して占めるべき割合を定めるものとする。前項の割合は、百分の二十を下らないものとする。

第三 経営の近代化

第三節 経営の近代化 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業

経営について、機械化の推進、科学技術の導入、技能者訓練の徹底、科学的経営管理方法の採用、労使関係と労務管理の改善等の事項につき、その近代化を図るため必要な施策を強化しなければならない。

第四 設備の近代化に対する助成

1 国及び地方公共団体は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、別に法律で定めるところにより、中小企業者が近代的機械器具を取得するための資金の確保及び地方公共団体が中小企業者に対して行なう近代的機械器具の貸付について、必要な助成措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、協同組合がその構成員の事業の振興又は近代化を図るため、共同施設を新設し、又は増設する場合においては、補助金を交付し、又は資金の貸付けをする等の助成措置を講じなければならない。

第五 中小企業センター

1 地方公共団体は、中小企業者の経理の共同計算、経営技術指導、企業診断、商工業に関する情報の提供、経済調査、中小企業者及び従業員の教育、金融のあつせん等の業務を行なう中小企業センターを設置し、中小企業者の経営の近代化と事業活動の発展に資するよう努めなければならない。

2 国は、前項の事業を行なう地方公共団体に対し、必要な補助を行なうものとする。

第六 中小企業者に対する経営及び技術教育

国は、中小企業者及びその従業員の事業経営に関する能力の向上を図るため、経営及び技術に関する教育訓練についてその強化を図らなければならない。

第七 中小企業者の組織活動の指導者養成

国は、協同組合の組織の拡充を図り、及びその事業活動を促進するため、中小企業者の組織活動の指導者養成機関を設置し、又は指導者の養成施設に対し助成しなければならない。

第八 試験研究機関の強化

国及び地方公共団体は、中小企業者の科学技術の向上を図るため、その試験研究機関の研究及び指導施設を拡充強化しなければならない。

第四節 事業の転換その他特殊の場合 における施策

第九 地域開発事業等における中小企業者のための考慮

国及び地方公共団体は、低開発地域、臨海工業地帯、団地等の造成開発に当たっては、中小企業者の経済活動の機会を確保するよう考慮しなければならない。

第十 衰退業種に対する措置

1 国及び地方公共団体は、経済の変動に伴つて衰退する業種に属する事業を営む中小企業者がその存立又は事業活動に著しい影響を受ける場合においては、それらの者の事業の救済、転換及び経営の協同化に対し積極的に援助しなければならない。

2 前項の規定は、国が、企業整理を行なうために、中小企業者の事業を転換させ、又は廃止させる措置を採ることを積極的に許すものと解釈してはならない。

第四章 産業別及び業種別

振興政策

第一節 鉱工業についての施策

第一 工業についての国の施策の目標

1 工業生産部門における中小企業者の事業の独立性を維持し、大企業者に対する従属性を脱却して経済的に相互に対等な関係を樹立するためには、中小企業者と大企業者との間の取引関係は、公正、かつ、開放的なものでなければならない。

2 国は、前項の趣旨の実現を図るため、公正、かつ、開放的な取引関係の樹立に必要な措置を採るとともに、中小企業者の技術的研究と経営の近代化を推進してその生産品の専門化に努めしめるよう指導と助成をしなければならない。

第二 下請関係についての国の施策

国は、下請事業者が前条第一項の趣旨に沿う内容を実現した経済活動の機会を確保するようにするため、親事業者が取引関係における自己の優越的地位を利用して下請事業者に対して行なう拘束又は従属の強制を排除するため必要な措置を積極的に講じなければならぬ。

第二節 商業についての施策

第一 商品の流通秩序の維持

1 国は、商品の正常な流通秩序を維持するため、製造業者又は卸売業者と小売業者及び小売業者相互間の業務分野を調整する措置を講じなければならない。

2 政府は、商品の流通過程において製造業者又は卸売業者と小売業者との業務分野を調整することにより適正な流通秩序を維持する必要があると認めるときは、当該商品を地域とともに指定するものとする。

3 国は、前項の規定による指定があつた際に当該指定地域内で当該指定商品の小売業を兼ね営んでいる当該指定商品の製造業者又は卸売業者が、当該指定があつた後、当該指定地域内で当該指定商品の小売業の設備を新設し、又は増設することに対して必要な制限をするものとする。

4 国は、第二項の規定による指定があつた後は、当該指定地域内においては、当該指定商品の製造業者又は卸売業者が、当該指定商品の小売業を新規に開業することに対して必要な制限をするものとする。

5 国は、小売市場が濫立して小売業者の事業活動に悪影響を与える恐れがあると認められる地区においては、消費生活必需品の販売を行なう小売市場の新設、増設等について、必要な規制をするものとする。

第二 大企業の進出に対する規制措置

国は、中小企業者が小売商業部門に占める経済的及び社会的地位の重要性にかんがみ、百貨店業その他の大企業の小売商業部門への進出を抑制する措置を講じなければならない。

第三 中小企業者が行なう企業の近代化に対する指導及び援助

国は、商業又はサービス業に属する業種を営む中小企業者が経済活動の機会を確保するため企業の近代化、経営の協同化を行なう場合においては、積極的に指導し、及び援助しなければならない。

第一 市場調査等の機関の強化

国は、中小企業者が生産した商品の輸出の

増大を図るため、海外における市場調査、市場開拓及び商品の普及宣伝を行なう機関を強化し、及び整備しなければならない。

- 2 国は、中小企業者が前項の機関を設置したときは、その施設の設置及び運営に要する経費の一部を補助するものとする。

第二 特產品の輸出助成

国は、わが国の伝統的な特產品のうち主として中小企業者の生産に係るものへの輸出の振興を図るため、中小企業者がこれらの特產品の品質及びデザイン等の同上を図るための施設を設置し、又は海外に宣伝し、及び普及する等の事業を行なうに要する経費の一部を補助するものとする。

第三 貿易金融に対する助成

国は、中小企業者が生産した商品の輸出及びその商品の原材料の輸入に必要な資金の融通並びに中小企業者の生産した商品についての輸出信用保険の保険料率の引下げ等について助成措置を講じなければならない。

第四節 業種別振興政策

第一 国は、中小企業の業種別振興を図るために、別に法律で定めるところにより、国民経済の成長発展及び輸出の振興上重要な役割をもつてゐる業種について、次の各号に掲げる事項に関し、その業種の実態に即する金融上、税制上その他必要な改善及び助成措置を講ずるよう努めなければならない。

一 経営の合理化に関する事項

二 設備の合理化に関する事項

三 技術及び技能の向上並びに品質の改善に関する事項

四 共同施設の設置その他共同経済事業を推進することにより協同化の促進に関する事項

五 競争の正常化に関する事項

六 取引関係の改善に関する事項

七 販路の開拓に関する事項

- 2 前項に規定する業種及び講すべき措置を決定するに当たっては、中小企業審議会の議を経なければならない。

第五章 零細企業に対する施策

第一 零細企業者等に対する施策の基本方針

国及び地方公共団体は、零細企業者及びその従業員の生活権と個人の経済的自由を尊重し、その經濟的自立と厚生のために必要な助成と保護をしなければならない。

- 1 国及び地方公共団体は、零細企業者等の従業員の生活権と個人の経済的自由を尊重し、その經濟的自立と厚生のために必要な助成と保護をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、中小企業者のための施策を講じようとするときは、特に零細企業に対し十分な配慮をしなければならない。

第二 中小企業者の零細化の防止

国及び地方公共団体は、国民経済の特殊な構造から招される中小企業者の零細化の傾向を解消するため、その体质改善に努めなければならない。

第三 雇用の拡大

国及び地方公共団体は、商業又はサービス業に従事する零細企業者のうちに潜在的失業者を多数包含している現状にかんがみ、積極的に産業の発達を図り、これらの者の雇用の拡大に資するよう努めなければならない。

第四 零細企業者に対する援助及び指導

1 国及び地方公共団体は、経済的又は社会的に存立の条件を備える零細企業者に対しては、企業の体质改善その他事業経営の発展のため必要な援助を与えなければならない。

2 国及び地方公共団体は、零細企業者のうち前項の条件を備えていないものに対しては、その生活権を維持しうるようにするため、救済事業の転換その他の指導をしなければならない。

第五 零細企業者等の所得向上に対する施策

国は零細企業者及びその従業員の所得の向上を図るため、事業の経営が合理的に維持されるような施策を講ずるとともに、第

の趣旨に沿うよう特に従業員のための最低賃金制の普及を図るよう努めなければならない。

第六 零細企業者の組織化に対する助成

国及び地方公共団体は、零細企業者がその事業の経営を合理化し、及び国民経済の発展に適応しうるため、零細企業者の組織化について積極的に助成しなければならない。

第七 零細企業者に対する金融、税制上の特別措置

の措置を講じなければならない。

第六章 金融税制政策

第一節 金融政策

第一 中小企業者に対する金融の確保

1 金融機関は、別に法律で定めるところにより、それぞれ、その融資総額の一一定割合以上が常に中企業者に対し貸し付けられている。ようその業務の運営をするよう努めなければならない。

2 前項の場合において、金融機関は、零細企業者に対しても、融資が行なわれるよう考慮しなければならない。

第三 中小企業緊急救済資金の設置

国は、中小企業者が、災害、景気変動等により臨時に、かつ、緊急に資金を必要とする場合において、中小企業者に対し資金を貸し付け、又は補助するため、一般会計に所属する中小企業緊急救済資金を設置する。

第四 金融機関の集中融資の排除

国は、金融機関の集中融資を排除するため、原則として、当該金融機関の資本及び準備金の総額の十分の一をこえる金額を、一の事業者に対して貸し付けることができないことをとする措置を講じなければならない。

第五 零細企業者に対する信用補完制度の強化

国は、金融機関が零細企業者に対する金融を無担保で行なうことができるようになるため、組合金融、中小企業信用保険及び信用保証等の諸制度を積極的に強化拡充しなければならない。

第二節 税制政策

第六 零細企業者に対する勤労所得控除等の制度の確立

国は、零細企業者の所得の特殊性にかんがみ、勤労所得控除及び家族労働者給与の控除の制度を確立しなければならない。

(19)

第七 協同組合に対する軽減税率の適用

国は、協同組合に対しては、すべて、法人税の軽減税率を適用するよう措置しなければならない。

第八 設備近代化のために取得する設備に対する特別償却

国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が新たに取得する設備について特別償却ができる措置を講じなければならない。

第九 設備近代化のためにする資金の積立てに対する税の軽減措置

国は、中小企業者の事業設備の近代化を推進するため、中小企業者が設備近代化のための資金の積立てをする場合においては、税の軽減措置を講じなければならない。

第七章 労働福祉及び社会保障政策

第一 国の義務

国は、中小企業者をして、中小企業者に雇用される労働者の賃金その他の労働条件が大企業者に雇用される労働者のそれに比して著るしく劣ることとなるないように努めしめるとともに、労務管理の近代化などを推進して、事業の経営に対する労働者の自発的協力を求めることに努めしめるよう指導しなければならない。

第二 国及び地方公共団体の措置

国および地方公共団体は、中小企業者に雇用される労働者の福利を増進するため、労働福祉施設を設置するとともに、中小企業者が協同して行なう労働者のための福祉事業を推進し、および助成するよう必要な措置を講じなければならない。

第三 社会保険の強制適用

1 国は、零細企業者およびその従業員の福利を増進するため、これらの者のすべてを健康保険、厚生年金保険、失業保険(従業員に対するものに限る)、労働者災害補償保険などの社会保険に加入させるための措置をとらなければならない。

2 国は、前項の場合において、零細企業者およびその従業員の負担を軽減するため必要な

第九章 調査及び計画

第一 調査

第八章 中小企業者と中小企業者以外の事業者との間の紛争解決

第一 国の任務

国は、中小企業者と中小企業者以外の事業者との間に生ずる紛争を解決するため、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとし、その処理に当たっては、中小企業者が不當に不利益をこうむることがないよう十分考慮しなければならない。

第二 中小企業調停委員会

1 中小企業者と中小企業者以外の事業者との間に生ずる紛争につき、あっせんし、調停し、および裁定するため、中小企業者、大企業者、労働者、学識経験者および消費者をもつて構成する中小企業調停委員会を設置するものとする。

2 中小企業調停委員会は、中央中小企業調停委員会および、地方中小企業調停委員会とする。

3 中央中小企業調停委員会は中小企業省に置き、地方中小企業調停委員会は都道府県が設けるものとする。

第三 中小企業調停委員会があつせんし、調停し、又は裁定する紛争は、おおむね次に掲げるものとする。

一 協同組合の組合員と取引関係がある大企業者と協同組合との間の団体交渉において生じた取引条件に関する紛争。

二 協同組合が調整事業に関し団体交渉を行なう場合において相手方との間に生じた紛争

三 製造業者又は卸業者が行なう小売業に関し、その製造業者又は卸業者と小売業を営む中小企業者との間に生じた紛争

四 前号に掲げるもののほか、中小企業者以外の事業者が行なう一般消費者に対する販売事業に關しその者と小売業を営む中小企業者との間に生じた紛争

第五章 中小企業審議会

第一 設 置

総理府に、付属機関として、中小企業審議会（以下「審議会」という）を置く。

第二 権 限

審議会は、その権限に屬させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣および関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する

政府は、毎年、中小企業の実態を明らかにするため、総合的な基本調査を実施しなければならない。

第二 基本計画

1 政府は、中小企業審議会の意見を聞いて、次の各号に掲げる事項について基本計画を定め、これを国会に報告しなければならない。

一 中小企業者の組織に関する事項

二 中小企業振興のための産業政策に関する事項

三 産業別および業種別振興政策に関する事項

四 零細企業に対する施策に関する事項

五 金融税制政策に関する事項

六 労働福祉および社会保障政策に関する事項

七 その他中小企業に關しとくに必要な事項

2 政府は、前項の基本計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、中小企業審議会の意見を聞いてその定めた基本計画を変更し、これを国会に報告しなければならない。

第三 實施計画

1 政府は、毎年、中小企業審議会の意見を聞いて、基本計画の実施をはかるため必要な実施計画を定め、これを国会に報告しなければならない。

2 第二第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四 年次報告

政府は、毎年、国会に対し、中小企業の動向および政府が中小企業に関する講じた施策に關し報告しなければならない。

第五章 中小企業審議会

第一 設 置

総理府に、付属機関として、中小企業審議会（以下「審議会」という）を置く。

第二 権 限

審議会は、その権限に屬させられた事項をつかさどるほか、内閣総理大臣および関係各大臣の諮問に応じて、この法律の施行に関する

る重要事項を調査審議し、およびこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣および関係各大臣に建議することができる。

2 内閣総理大臣又は関係各大臣は、審議会から建議を受けた事項については、毎年、当該建議の内容の要旨および当該建議に対しても内閣総理大臣又は関係各大臣がとった措置の大要を国会に報告しなければならない。

第三 組 織

- 1 審議会は、委員十八人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。

一 中小企業者を代表する者	六人以内
二 大企業者を代表する者	三人以内
三 労働者を代表する者	三人以内
四 消費者を代表する者	三人以内
五 学識経験のある者	三人以内
3 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。	三人以内

4 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

第五 勤 務

5 審議会に、専門委員を置くことができる。会長および委員の任期は、二年とする。

第四 任 期

6 会長、委員および専門委員は、非常勤とする。

第六 資料提出などの要求

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は中小企業政策に關し調査および研究を行なう団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第七 庶 務

8 審議会の庶務は、中小企業大臣官房において處理するものとする。

二、金属鉱産物価格安定臨時措置法案要綱と 金属鉱物資源開発助成法案要綱と

第一 目 的

この法律は、金属鉱産物の価格の著しい変動を防止するため、金属鉱産物の安定価格及び需給計画を定め、その買取機関を設ける等の措置を講じ、もって金属鉱物及び金属鉱産物に係る鉱山業、製錬業その他の事業の經營に資することを目的とする。

第二 定 義

この法律において「金属鉱物」とは、鉱業法に規定する鉱物のうち、通商産業大臣が金属鉱業審議会の意見をきいて指定する金属の鉱物をいう。

2 この法律において「原料用鉱物」とは、鉱業法に規定する鉱物のうち、地金にするための製錬をされないで他の物をつくるための原料として使用されるもので、通商産業大臣が金属鉱業審議会の意見をきいて指定するもの

をいう。

3 この法律において「金属鉱産物」とは、原料用鉱物及び金属鉱物から製錬した地金をいう。

4 この法律において「鉱山業」とは、鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱の事業をいい、「鉱山業者」とは、鉱山業を営む者をいう。

5 この法律において「製錬業」とは、鉱物の製錬の事業をいい、「製錬業者」とは、製錬業を営む者をいう。

第三 安定価格及び需給計画

(安定価格)

1 通商産業大臣は、金属鉱業審議会の意見をきいて、次の安定価格を定める。

一、国内において採掘する原料用鉱物及び地金の国内における安定下位價格

内における安定上位価格

2 安定下位価格は、国内の原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業及び製錬業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最低価格であつて、金属鉱山の生産費その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

3 安定上位価格は、金属鉱産物を原材料として使用する事業を保護するため日本金属鉱産物販売公団が買い取る国内において採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の最高価格であつて、金属鉱産物の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

(安定価格の変更)
1 通商産業大臣は、前条の安定価格を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた安定価格を変更することができる。

2 需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 通商産業大臣は、毎年度、当該年度開始前に、金属鉱物審議会の意見をきいて、国内において使用される金属鉱産物（スクラップを含む）の需給計画を定めなければならない。
- 2 需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

1、当該年度において国内で採掘する原料用鉱物及び国内において採掘する金属鉱物から製錬する地金の数量並びに日本金属鉱産物販売公団のそれらの買取價格
2、当該年度において輸入する金属鉱物から製錬する地金の数量及び日本金属鉱産物販売公団のその買取價格
3、当該年度において日本金属鉱産物販売公団が輸入する金属鉱産物（スクラップを含む）の数量

4、当該年度において日本金属鉱産物販売公団が販売する金属鉱産物（スクラップを含む）の数量及びその販売價格
5、前項第一号の價格は、安定下位価格以上で、かつ、安定上位価格以下の範囲内において金属鉱産物の生産費、需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

第二項(第二号の価格は、輸入する金属鉱物の価格、製錬に要する費用、製錬業者の利潤その他の経済事情を考慮して定めるものとする。)

5 第二項第四号の価格は、国内における金属鉱産物の価格の安定を図ることを目標として、同項第一号から第三号までに掲げる数量及び価格その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

(需給計画の変更)

通商産業大臣は、需給計画を定める基礎となつた事情が著しく変動したときは、金属鉱業審議会の意見をきいて、その定めた需給計画を変更することができる。

(日本金属鉱産物販売公団の一買取等)

1 鉱山業者が国内において採掘した原料用鉱物（その者が製錬業その他の事業を営む場合において、自ら使用するものを除く）及び製錬業者が国内において金属鉱物から製錬した地金は、日本金属鉱産物販売公団が買い取るものとする。

2 日本金属鉱産物販売公団は、前項の規定により鉱山業者又は製錬業者から買い取るべき原料用鉱物又は金属鉱物から製錬した地金の数量については、毎年、鉱山業者又は製錬業者との契約で定めるものとする。

3 鉱山業者はその国内において採掘した原料用鉱物を、製錬業者はその国内において金属鉱物から製錬した地金を日本金属鉱産物販売公団以外の者に売り渡してはならない。ただし、製錬業者が輸入した金属鉱物から製錬した地金を輸出する場合は、この限りでない。

4 日本金属鉱産物販売公団以外の者は、原料用鉱物及び金属鉱物から製錬した地金（スクラップを含む）を輸入してはならない。ただし、国内において使用しないものについては、この限りでない。

(輸出入業務の代行)

日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の輸

出入の業務の全部又は一部をその指定する者をして代行させることができる。

金属鉱物資源開発助成法案要綱

第四 金属鉱業審議会

(設置及び権限)

通商産業省に、金属鉱業審議会を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、金属鉱物(スクラップを含む)の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議し、通商産業大臣に意見を述べる。

(組織)

審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

一、原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業者及び製鍊業者を代表する者 四人以内
二、労働者を代表する者 二人以内
三、金属鉱物を原材料として使用する事業を営む者を代表する者 二人以内
四、学識経験のある者 二人以内

第五 日本金属鉱産物販売公団

(公団の目的)

日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の価格の著しい変動の防止に寄与するため、金属鉱産物(スクラップを含む)の買取(輸入を含む)及び売渡し(輸出を含む)の事業を営むことを目的とする。

(資本金)

公団の資本金は、二十五億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(業務の範囲)

公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

一、金属鉱産物の買取(輸入を含む)及び売渡し(輸出を含む)
二、前号の業務に附帯する業務

(政府からの貸付け)

政府は、公団に対し、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

(施行期日) 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一 目 的

この法律は、国内の重要な金属鉱物資源の探鉱を助成することにより、わが国工業に必要な重要金属鉱物の自給度を高め、その安定した供給源を確保し、もってわが国産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

第二 指 定

通商産業大臣は、金属の鉱物のうち次の各号の一に該当するものであつて、その資源の開発が必要であると認めるものを指定する。

一、重化学工業原材料として需要度の高いものの
二、国内における自給度を高める必要があるものが弱く、生産原価をすみやかに低下せしめるもの
三、国内における自給度は高いが、対外競争力が弱く、生産原価をすみやかに低下せしめるもの
四、貴金属その他産業の振興に特に必要なもの

第三 国庫補助

政府は、鉱業権又は租鉱権者が指定された重要金属鉱物の探鉱を実施する場合において、その探鉱の促進がわが国の重要な金属鉱物資源の開発に特に寄与すると認めるときは、予算の範囲内において、当該鉱業権者又は租鉱権者に対し、その探鉱の実施に必要な経費の一部を補助金として交付することができる。

第四 金属鉱物資源開発事業団

(事業団の目的)

金属鉱物資源開発事業団は、重要な金属鉱物資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行うことを目的とする。

(資本金)

事業団の資本金は、十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(業務の範囲)

事業団は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。

一、重要な金属鉱物の探鉱(次号に掲げるものを除く)
二、委託に基づく重要な金属鉱物の探鉱

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(設置及び権限)

通商産業省に、金属鉱業審議会を置く。

2 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、金属鉱物(スクラップを含む)の需給及び価格の安定に関する重要事項を調査審議し、通商産業大臣に意見を述べる。

(組織)

審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者につき、通商産業大臣が任命する。

一、原料用鉱物及び金属鉱物に係る鉱山業者及び製鍊業者を代表する者 四人以内
二、労働者を代表する者 二人以内
三、金属鉱物を原材料として使用する事業を営む者を代表する者 二人以内
四、学識経験のある者 二人以内

第五 日本金属鉱産物販売公団

(公団の目的)

日本金属鉱産物販売公団は、金属鉱産物の価格の著しい変動の防止に寄与するため、金属鉱産物(スクラップを含む)の買取(輸入を含む)及び売渡し(輸出を含む)の事業を営むことを目的とする。

(資本金)

公団の資本金は、二十五億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

(業務の範囲)

公団は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。

一、金属鉱産物の買取(輸入を含む)及び売渡し(輸出を含む)
二、前号の業務に附帯する業務

(政府からの貸付け)

政府は、公団に対し、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

(施行期日) 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三、鉱業権の保有又は売渡し

四、重要金属鉱物の探鉱を行なう者に対する探鉱資金の貸付け

五、通商産業省令で定める基準に該当する鉱業権者及び租鉱権者に対する重要金属鉱物の探鉱又は採掘の用に供する機械及び器具（これらの附属品を含む）の貸付け

六、重要金属鉱物の探鉱に関する技術指導

七、前各号に附帯する事業

（鉱業権の譲渡等）

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

事業団は、探鉱を行なった結果鉱業権を設定したときは、その鉱業権を鉱業を行なっている者に譲渡するものとする。

（政府からの貸付け）

政府は、事業団に対し、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

附 則

三、日米貿易経済合同委員会について

（一九六一・一〇・二六）

一、日米貿易経済合同委員会は、さきの池田・ケネディ会談において、安保条約第二条の具体化の措置として設置されたものである。近く、その第一回の会合が、わが国で開かれるが、日米両国政府の首脳が一堂に会する機会に、議題が、貿易・経済の分野を越え、とくに池田総理とラスク國務長官との会談においては、政治、軍事にかかる問題まで、広く論議が行なわれる模様である。われわれは、

その際、「日韓交渉正常化」の促進、南ベトナム・ラオスへの介入などについて、両国間で協議が行なわれるのではないかと心配している。もし、日本政府が、さきの安保闘争の教訓をかえりみずに、このような、火中の栗を拾う冒険をあえてするなら、その結果生ずる事態の責任は、すべて、池田内閣が負わなければならない。

メリアカから貿易「自由化」をさいそくされている日本が、共産圏との貿易については制限を受けているという矛盾は、その最も雄弁な証拠である。日米関係が、真に安定した基礎のうえに立つためには、沖縄・小笠原を含むわが國土から、アメリカ軍の基地が一掃され、安保条約が解消されて、わが國が自主・中立の道をあゆむことが、なによりも必要である。

一、当面、日本政府は、次の諸項目について、（一）現在、日米間の貿易は、日本側の輸入超過となつてお、り、日米貿易の赤字が、わが國の経常収支の赤字とほぼ見合う状況である。その主要な原因是、アメリカ側の輸入制限、自國製品優先買付、自國船の優先使用にある。政府は、アメリカ側が、このようない方的な政策をつづける限り、わが国としても、国際収支の均衡を保つために、それに相応する措置をとらざるを得なくなることを、率直に告げるべきである。

（二）とくに、アメリカ側が、右のような措置をとりながら、これと平行して、わが国に「自由化」を要求してくることに対しても、その矛盾を衝き、率直に相手側の反省を求め、少なくとも、政府としても、乗用車、大型発電機など問題の一六品目の自由化拡

大を約束するようなことは、なすべきでない。

(三) アメリカ資本の対日進出も、このまままで放置すれば、わが国経済の自主性をそこなうおそれがあるから、政府が、従来通り、

外国資本の進出に対する制限をつづけることを、アメリカ側に告げるべきである。

(四) 共産圏諸国との貿易制限についていえば、共産圏諸国の軍事的潜在勢力の発展を妨げるというその目的は、最近のソ連のロケット技術の進歩をみても分かる通り、全くその意義を失い、逆に、「自由陣営」諸国にとって不自然な邪魔物になっている。ソ連・中国の広大な市場から、人為的に切り離され、とくに、最近の輸出の停滞、対米貿易の赤字という情勢に悩まされているわが国にとっては、この制限は、もはや、百害あって一利なき存在である。政府は、

この制限維持の圧力の根源となっているアメリカ政府に対し、日本は、もはやこのようないふべきことである。

(五) 沖縄・小笠原諸島の返還については、自

民党政権は、一貫して、アメリカ側に気がねばかりしていて、社会党が国会でこれら諸島の返還決議案を提出すると、これをにぎりつぶすありさまである。しかしながら、現地住民の祖国復帰要求は、年ごとに高まっており、これを実現させることは、全国民の悲願となっている。政府は、この実情をアメリカ側に告げ、現地住民の福祉となることを、相手側に理解させて、アメリカ側が現在つづけている実質的な永久占領政策を根本的に改めさせるべきである。

四、新産業都市建設促進法案についての見解

(一九六一・一〇・二五)

政府は今国会に新産業都市建設促進法案を提出すると伝えられるが、この問題は国土総合開発、産業立地、都市農村の配置、および地方自治制度の根幹にふれる重要な性格をもち、また政府案はその作成の順序と手続き、その内容よりみて左の通り多くの欠陥とを有するものと思われる所以、短期の今臨時国会に提出を見合せ、関係各機関の意見をきき、慎重に検討されることを要望する。

一、国土総合開発法による国土総合開発計画には「都市および農村の規模および配置の調整に関する事項」および「産業の適正な立地に関する事項」を含み、同法にもとづく「全国総合開発計画」は国土総合開発審議会の承認を得た草案を基礎として、経済企画庁が作業作成中であり、これによって産業配置と都市農村の配置の基本的方向が示されるはずであり、その結論をまたずくに、新産業都市建設促進法を制定することは適當ではない。

二、地方の基幹的な産業都市形成は当然府県、市町村の地方政府制度に重要な変化を及ぼ

し、産業再配置の行政事務を国および地方団体がどのように分担するか、地方自治体の産業行政事務と他の教育、社会保障などの事態との関連、府県と地方基幹都市との関係など、地方制度の問題として検討すべきものが少なくない。それにもかかわらず、この問題が地方制度調査会の意見をきくことなく進められることは極めて不當である。

三、産業の再配置は、第一次には国のおいて計画的に行なうべきにかかわらず、区域の指定方法、立地条件の整備など、地方自治体にその責任を転嫁しているのは適当でない。

四、都市偏重、工業偏重主義が、露骨に現われている。指定区域外の市町村や、農漁村の開発建設計画が併行して行なわれなければ、大企業中心の高度成長政策のゆがみはますます

はなはだしく、弱小町村、農山漁村を荒廃させるであろう。

五、すでに地方自治体の激しい工場誘致政策の弊害は既存産業と誘致企業との不公平、住民福祉行政へのシワ寄せなど各地にひろがり大企業に奉仕する地方自治への批判がはげしく起つてゐるが、本法はこの弊害を是正するよりは激化させようとするものである。

六、本法においては配置される企業は「チヤホヤされるお客様」であり、これに対する規

五、学力テストに対する党の態度

文部省の中學二、三年生に対する全国一斉学

力テストは、國民をはじめ、わが黨の反対の声を無視して、十月二十六日、ついに混乱の中に強行された。

さきに、わが党は政府に対しても強くこれが中止を要求してきたにも拘らず、政府は何ら反省することなく不当な権力を行使したことは、極めて遺憾である。しかも政府は来年度においては、小学生もその対象に加えることを企図しており、わが党は次のような観点に立つて、一斉学力テストは非教育的であることを明らかにして、反対闘争を継続するものである。

(+) 目的が明確でなく、かくされた目的がある。

文部省は、最初は「高校入試にかかるテスト」といい、次の段階では「人材開発テスト」とも説明した。最後の段階には、学力テストの「実施要綱」によって次の四つの目的を述べている。

- ① 教育課程の改善
- ② 学習指導の改善
- ③ 教育諸条件の整備
- ④ 教育英、特殊教育の拡充

このように、時期によつて目的がかわり、主たる目的が明確でない。これは政府がかくされた別な目的をもつてゐるからである。したがつて、また、調査の目的と方法に対応性がなく、國民の血税一億円を使用するにあたらないしない学力テストである。

(二) 教育の國家統制強化に利用しようとしてい

る。

われわれはここ数年のあいだに文部省は教育課程を改悪し、教科書の検定を強化し、指導要領の基準性、拘束性を強化し、教育内容についての国家統制を意図するとともに、一方では、勤務評定、管理規則等によって教師の行動を束縛する反動政策を強行していきることを認識しておかねばならない。そして、今回の学力テストはこれらの教育の国家統制の一つの手段として、行政面での統制と教育内容面での統制との、両者を結びつけるテコとしての役割を果させている。

また、この学力テストの実施によつて、学力テストの成績による勤評」という新しい方法が生れることを期待している。したがつて、教師が自由に、指導要領や検定教科書の批判検討を行ない、正しい学力を育てようとする下からの教育研究活動を、大きく抑圧する方向が強まるであろう。

(三) この全国一斉学力テストは、池田内閣の「所得倍増十カ年計画」と抱き合せの「労働力調査テスト」である。

このことは、文部省がこの学力テストを「人材開発テスト」と説明していることによつて明らかであり、また、経済企画庁の「労働力編成計画」が満十五才以上(新制中卒)の労働力を対象として、階層別算出をしていふことと符合している。

すなわち、この労働力計画のための能力調査は、簡易な方法で総員を対象として個人別

制措置がないばかりでなく都市建設の障害となる宅地価格の高騰、電力料金の規制対策、新都市建設の財源措置などが不明確で、実施上の裏付けが欠けている。

七、わが党は、急速かつ効果的に、地方の開発を促進し、「地域間の格差の是正」「地域における安定した雇用と生活水準の維持」「過大都市の改造」のため党独自の「産業と雇用の再配置法」と「新都市、新農村建設法」の制定促進を期するものである。

記録を必要とする。いわば、この学力テストは政府の所得倍増計画達成のための「科学技術者養成計画」樹立のため前提として心要である。

政府は、独占資本の要求する労働力としての科学技術者を確保するため、今後科学技術者を十七万人、工業高校卒の技能者を四四万人、職業再訓練修了者としての中学校卒を一四〇万人の養成を計画し、中級技術者、下級技能者を優先的に大量に養成することにしている。これに対応する学力テストである。したがって、政府の企図している学力テストは教育的テストでない。

(四) 今回の学力テストは国語・社会・数学・理科・英語の五教科を選定して実施したが、これは、進入学試本位の学力と一致しており、中等教育をあやまらしめる危険がある。

改悪教育課程によつて進学・就職コースに分けられた差別教育と相まって、今回の学力テストの実施によつて、やがて新制中学校は、高校入試のための予備校になつてしまふであろう。なんとなれば、とくに学力調査という名目で五教科のみに限定して行なうことによつて、ほかの音楽・体育・家庭・職業といつた教科を軽視する結果となるからである。中学校、高等学校の段階は人間形成のも大切な時期なのであり、この時期に情操教育や技術教育、健康管理面をないがしろにすることは中等教育を崩壊せしめるものである。

(五) 今回の学力テストは教育基本法の教育的にも違反する。

教育基本法第一条には「われわれは個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化的創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と規定されている。したがつて児童、生徒の学力はこの目的によつて評価されなければならない。

したがつて、文部省が「学力の向上」を理由として学力テストを行なうとするならば、教育基本法の目標とする平和と民主主義を発展させるための基礎的な学力構造を明らかにし、それに沿うように、教科を選び問題を作成しなければならない。しかるに、今回の学力テストはこの性格不明のままの「学力向上」を押しつけて、教師集団をはじめとする教育専門家たちが、良心的な批判を行ない、強い反対を表明しているにもかかわらず、高校入試本位の五教科にかぎつて強行するのは、教育基本法の教育の目的に違反する。

(六) 文部省は今回の学力テストの結果を、「生徒指導要録」という学校備え付けの公式帳簿に記入せしめること、さらには高校入試の内申書にも今後記入せしめることで明らかである。このことは、生徒にとつても、父母にとっても重大である。すなわちこの学力調査の成績が、進学にも、就職にもひびくのであって、父母にとつても、一片のペーパー・テストで、わが子の一生の運命を左右することであり、テスト実施の弊害はおそるべきものがである。すでに、この父母の心配を悪用して「学力テスト問題集」を発行して、金もうけを企んでいる事実のあることは教育上由々しい問題である。

(七) 元来、教師は学校教育法によつて「児童、生徒の教育を掌る」ことがその職務とされている。したがつて教師は児童、生徒の個々の能力、特性に応じて教材を与え、学習を指導し、その実施の上に立つて個々の教育の進度に応じたテストを実施し、その結果を参考にして教育の向上に資するというのが教師本来の任務であり、したがつて、教育的テストのみが、教師のなすべきテストである。

それを学校の教育環境、教育条件、使用教材、個々の能力に応じた教育の進展などとは全く無関係に、行政官が全国一律の問題を作成する学力テストは、教育政策を目的とする調査でない。文部省以外の関係者が担当すべき調査であり、かりに、学校教師が協力する場合は調査員として依嘱された場合である。たとえば労働力調査のためなら、労働省が行なうべきものである。

もし文部省の言う如く、教育条件整備のための学力テストであるならば、抽出による学力テストで十分であり、すでに昭和三十一年からこの目的の調査は行なわれている。そしてそのテストの結果によつて、農村より都市の成績がよく、都市の中でも商工業地帯より住宅地域がよいことが明らかにされてきた。又家庭の教育に対する関心や学校の施設・設備によつても左右されることも明らかになつた。ところが、それに対して文部省は国・地方自治体の適切な対策が全くなされないで放置しているのである。今回あらためて全国一斉学力テストなるものを行なつたのは調査の目的が文部省の公表しているところになく、全く別のところにあるからであつて、この文

部省の疑惑的態度は到底、教師の協力を期待することは望めない。

(八) 最後に、中央政府みずからタッチする全国一斉学力テストの例は世界のどこの国にもない。

文部省は「全国一斉学力テストは世界の共通した動向である」と、無責任な放言をしているが事実に反する。フランスや英國のこの種のテストは、希望者にかぎり、また実施の主体は地方教育委員会及び学校である。アメリカは国防教育法に基き総員学力テストを行なつてゐるが、実施の主体は州であり、特定の法律に基き、「科学技術の英才発見」という目的を明確にしてゐる。したがつて、総員採点や席列づけを目指していらない。

資料

一 旧地主補償問題についての申し入れ書

さきに、食管法改悪の構想を発表して国民に不安と動搖を与えていた河野農林大臣は、このたび、終戦直後に行なわれた農地改革によつて買収の対象となつた旧地主に対する補償を明年度予算に計上する用意ある旨を明らかにした。

旧地主に対する補償問題は昭和二十六年以来提起されておるのであるが、法律的には、すでに最高裁判所の合憲判決並びに、その価格の適正妥当であつたことも判決で明確にされてゐる。

また、政治的には、旧地主に対する補償否定の一貫せる歴代内閣の態度は、記録に明らかにされているし、昭和三十五年、農地被買収者問題調査会の設置に当たつても同様趣旨の答弁がなされているのである。

もし、それが憲法に基づき法律によつて行なわれた農地買収に対して十有余年後の今日に至つて戦争犠牲として社会保障以外に補償をするとするならば、強制疎開、沈没船舶、さらには種年金等々、およびなんらかの補償なき戦傷病者など限りなく多くの国民の犠牲をいかに処理するのであろうか。

すでに政府の調査で明らかなように、いずれも一般農家中経営規模は大きく、かつ上位農地を耕作し、兼業も市町村や農業団体などの理事者など農村の支配的地位にあり、あるいは有利な転業を成し遂げてゐる。

与党の中には、農地以外への転売価格に対して三割ないし七割の課税をなし、それを財源として旧地主の補償に充てるべきであると主張する者もあるが、これは農地をはじめ一般土地価格を不当に騰貴させ農業経営を一層困難ならしめるものであり断じて許さるべきでない。

このことは、河野農相がいうごとく、農地法の改正により自作農主義を排し、保有面積の制限を撤廃することとあわせ、かねてわが党が指摘してきたようすに地主制度の復活への道であり、反動的農基法体制確立へ通ずるものである。わが党は政府がその措置をとりやめることを要求するとともに、全党を挙げて、その予算化を阻止、粉碎せんとするものである。

右申し入れる。

昭和三十六年十月二十三日

二 港湾問題の申し入れ書

政府は臨時国会において、港湾対策として公共事業費約十億円余の予備費を計上したが、最近の港湾における出入船状況からみて、各種港湾における防波堤、埠頭、倉庫、荷さばき場、荷役機械、はしけなどの設備増強は極めて緊急を要する状態にあり、わずかの予備費措置などではその効果を期待することはできない。

この際、主要貿易港をはじめとする船ごみ状況を緩和するため早急に大幅な予算措置を講じて港湾諸施設の増強をはかると同時に、いまもって前近代的な状態に放置されている港湾運送事業および港湾労働に対し、次のとおり、抜本的対策を早急に実施するよう強く要望する。

一、港湾運送事業者の不正不当競争を排し、正常な港湾運送事業を運営せしめるため、関係法の厳格な実施をはかる強力な行政指導を行なうこと。同時に港湾能率の向上と事業の近代化のため港湾運送事業法の抜本的改正をはかること。

三 教科書無償配布に対する申し入れ書

教科書無償配布の実現は、わが党の年来の主張であり、最近、政党および政府部内において、その早期実現の動きがたまりつつあることは当然のことであつて、むしろ遅きに失した觀さえある。

しかるに、文部当局に対して大蔵当局より予算編成上の見地から制約を加えているとつたえられてゐるが、政府はこのような部内の意見对立を調整して、昭和三十七年より実現するよう最善の努力をはらうべきである。

とくに、わが党は教科書無償配布実現に便乗して、教科書検定制度を強化し、事実上の「国定教科書」に移行することには絶対反対する。この点につき、政府、与党において教科書出版業界に対して価格の統制、代価支払い方法な

一、労働関係法を無視した雇用関係が、公然と横行している現在の港湾労働事情を改革するため、港湾労働法を制定し、不法雇用状況、不当な長時間労働や深夜作業、低賃金、賃金の中間搾取等の不法労働行為を一掃し、一日も早く港湾労働の近代的労働関係を確立すること。

一、増大する労働災害を防止するため、港湾労働の災害防止のための I.L.O 条約第三十二号を早急に批准するとともに、船舶荷役設備規則および港湾労働の安全規則を早急に公布し、港湾ごとに民主的な安全委員会を設置してその実施をはかること。

一、港湾労働の不當に劣悪な条件を緩和するため、労働者住宅その他福利厚生施設を建設し、これが民主的管理運営をはかること。以上

昭和三十六年十一月六日

日本社会党

殿

どを利用することによつて、教科書の国家統制の強化を企図している疑いがある。

このような疑惑を一掃する措置をとり、すみやかに憲法の保障する「教科書無償配布」を実現すべきである。

右申し入れる

昭和三十六年十一月十日

日本社会党

四 声

明（武州鉄道事件に關して）（一九六一・一〇・一九）

一、検察当局は最近武州鉄道汚職事件に関する処分を決定し、捜査の一段落を発表したが、まだ事件の真相は明らかにならず、核心は、はざれてい。これは政官界の肅正要望にこたえていないので、はなはだ遺憾である。

一、わが党は、本件が岸内閣にはじまり、池田内閣で実を結び数多くの国会議員が関係していることにあるため注意を喚起し、国民の疑惑を解くため、判明した事実の一切を公表するとして、さらに事件の核心をつくことを検察

当局に要求する。

一、運輸審議会をはじめ幾多の審議会、調査会が権力行使のかくれみのにされ、とくに利権をともない、汚職の温床となる危険をもつものは深くメスを入れて、その根拠を断つことが必要である。また武州鉄道への免許を直ちに取り消すべきである。

わが党は本件の徹底的な究明と汚職の一掃に努力することを声明する。

五 昭和三十六年度予算補正の組み替えを求める動議

池田内閣の、大資本本位の経済成長政策の破綻により、日本経済は重大な危機的情勢をむかえつゝある。池田内閣は、一時のがれの詭弁と虚勢の強がりによって、その責任をごまかしながら、金融引き締め、輸入抑制、低賃金政策などの対策をとってきて。そのしわよせは、すでに深刻に国民各層に及びつつあり、これに対する緊急の手当てを必要としている。

ところが、政府の提案した補正予算案は、災害対策・公務員給与・食管会計繰り入れ地方交付税などを主体としたもので、経済政策失敗による国民生活の犠牲の救済についてはほとんど予算措置がとられていない。また前述の四つの項目にしても、その計上されている予算は不十分なものである。

よってわが党は、次のような要綱にもとづき、政府がその大資本本位の政策を転換し、補正予算案を組み替えるべきことを要求する。

なおまたわが党は、この組み替えとあわせて、その政策目的の達成を一層有効ならしめるため、政府が左の措置をとるべきことを要求する。

- (1) 設備投資を規制し、過剰投資を抑制する。
- (2) 中小企業金融の拡大のため、中小企業信用保険公庫の保証による貸し付けに対し、日銀

の融資の道をひらく。

(3) 銀行法を改正し、大企業への集中融資の規制・中小企業に対する歩積・両建貸し付けの禁止を行なう。

(4) 貿易市場構造を是正するため、中国・ソ連北朝鮮などとの対岸貿易を、政府間協定により飛躍的に拡大する。

補正予算案組み替え要綱

(一) 歳入および歳出
一、歳 入

(1) 大法人向け租税特別措置は、大資本の過大設備投資を促進している要因であると同時に、著るしく租税公平の原則に反するので、次のものについては廃止または縮減する。

合理化機械などおよび重要機械などの特別償却。貸し倒れ準備金。価格変動準備金。重要機械類の輸入関税の免税。重要外国技術使用料課税の特例。重要物産所得の免税。交際費課税の特例、など。

(2) 石炭対策のため、石油輸入関税を引き上げる。

(3) 右により約三十三億円の歳入増加をはかる。

(3) その他諸税の自然増により約二百十八億円の歳入増加をはかる。

二、歳出

(1) 災害対策費については、干害対策費を追加するとともに、第二室戸台風被害対策のもつとも緊急なる予算を計上する。また、

とくに、個人被害の救済対策を強化するため、罹災者援護法（仮称）などを制定し、そのための必要予算を計上する。

右により、約百億円を増額支出する。

(2) 物価騰貴による低所得者階層の生活水準低下を防止し、かつこれを積極的に引き上げるため、生活保護基準および失対労務者賃金をそれぞれ一〇%引き上げる。

右により約十五億円を増額支出する。

(3) 医療費値上がりによる社会保険の被保險者・患者などの負担増を軽減する。すなわち国民健康保険については、さきの第三十八国会での池田総理の内諾にもとづき、国庫補助率を五分引き上げる。（三十五億）さらに今回の改訂（四・八%引き上げ）による社会保険の医療費増（六十五億）を国が負担するものとする。また小児麻痺絶滅のため生ワクチン無償投与を引き続き行なうため十億円を支出する。

右により約百十億円を計上する。

(4) 当面、炭鉱労務者の雇用安定のため、職業訓練の拡充強化、職訓手当の引き上げと失業保険との併給、訓練者の別居手当て、再就職者の住宅確保、前職賃金との差額補償、産炭地振興などの対策を行なう。右により約百二十二億円を増額支出する。

(5) 歳入の組み替えによる三税収入の増加にともない、地方交付税交付金を増額する。右により約百四億円を増額支出する。

(6) 公務員給与改善費については、公務員関係労働組合が要求しているように給与の不合理の根本的は正をはかり、交渉の最終的結果について所要予算を計上する。

(1) 財政投融資
大資本の過剰設備投資を抑制するため、開発銀行などの大企業向け融資を約百億円

(2) 削減する。

(3) 中小企業への金融引き締めのしわ寄せを防止し、かつ中小企業の設備近代化を促進するため、中小企業向け投融資をさらに五百億円増額し合計八百五十億円とする。

政
審
資
料
第
四
三
号

定
価
一
〇
〇
円